

(仮称) 品川区子ども・若者計画 (素案) について

1 計画策定の趣旨

- 区はこれまでも、次代の社会を担い、将来の品川区の発展の礎となる子ども・若者の健やかな成長を願い、各分野の施策において、様々な取り組みを行っている。
- しかしながら、少子高齢化やスマートフォン・インターネットの普及等により家庭や地域をはじめ、子ども・若者をめぐる環境も大きく変わり、社会生活を営む上での困難や新たな課題に対応できずに深刻な状況に直面している子ども・若者も存在する。
- そこで、家庭や地域とともに、すべての子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援など一層の推進を図るため、「品川区子ども・若者計画」を策定する。

2 計画の位置付け

- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく、「品川区子ども・若者計画」とする。
- 「品川区第3次次世代育成支援対策推進行動計画」の要素を包含する。
- 品川区基本構想や品川区長期基本計画のもと、内閣府の「子供・若者育成支援推進大綱」や「東京都子供・若者計画」、「品川区子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図りながら、今後の施策の枠組みづくりを推進する。

3 策定経過

- 平成29年 2月 平成28年度第2回青少年問題協議会 計画策定の諮問
- 平成29年 5月 第1回検討委員会
- 平成29年 6月 第2回検討委員会
- 平成29年 8月 第1回青少年問題協議会 素案提示
- 平成29年 9月 パブリックコメントの実施
- 平成29年11月 第3回検討委員会
- 平成30年 2月 第2回青少年問題協議会 答申

4 パブリックコメントの実施

- 実施期間 平成29年9月11日～9月30日
- 公表方法 (1) 周知方法 広報紙への概要掲載(平成29年9月11日号)、
区ホームページ
(2) 閲覧方法 子ども育成課、区政資料コーナー、地域センター、
区ホームページ
- 意見募集方法 FAX、郵送、持ち込み、区ホームページの応募フォーム

「(仮称)品川区子ども・若者計画(素案)」の概要

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

品川区は、次代の社会を担い、将来の品川区の発展の礎となる子ども・若者の健やかな成長を願い、各分野の施策において、様々な取り組みを行っています。

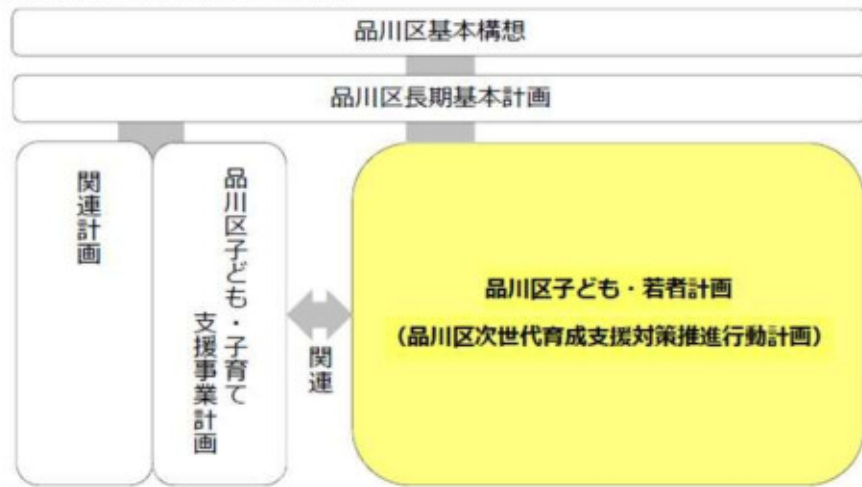
しかしながら、少子高齢化やスマートフォン・インターネットの普及等による情報化、ライフスタイルの多様化など、時代の急速な変化とともに、家庭や地域をはじめ、子ども・若者をめぐる環境も大きく変わり、社会生活を営む上での困難や新たな課題に対応できず深刻な状況に直面している子ども・若者も存在します。

こうした状況を踏まえ、品川区は、家庭や地域とともに、すべての子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援など一層の推進を図るため、「品川区子ども・若者計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 計画の位置付け

- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく、「品川区子ども・若者計画」です。
- 「品川区第3次次世代育成支援対策推進行動計画」の要素を包含します。
- 品川区基本構想や品川区長期基本計画のもと、「子供・若者育成支援推進大綱」や「東京都子供・若者計画」、「品川区子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図りながら、今後の施策の枠組みづくりを推進します。

(計画の位置付けイメージ図)



3 計画の対象

0歳から30歳未満の子ども・若者
※ 施策によっては、40歳未満のポスト青年期も対象とします。

4 計画期間

本計画期間は、平成30年度から34年度までの5年間とします。

第2章 計画の理念・基本方針

1 計画の理念

次代を担う子ども・若者一人ひとりが、自分らしく生きいきと躍動し、心豊かな大人へと成長していくことは、社会共通の願いといえます。

子ども・若者が地域社会の様々な活動に参加し、心身ともに充実して、他者とともに成長していくことを期待します。また、「支援する側」、「支援される側」という一方的な関係によらない、子ども・若者とすべての人が互いに尊重しあい、ともに支えあい生きていく地域社会の実現を目指していきます。

子ども・若者が社会的自立を目指し、
すべての人と支えあい、ともに生きていくまち
“しながわ”

2 基本方針

- 1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の支援
- 2 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援
- 3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

3 施策推進の視点

- 1 すべての子ども・若者の発達段階に応じて切れ目なく支援する
- 2 家庭、学校、地域が一体となって相互に連携する
- 3 世代を超えてともに支えあい学び続けられる社会を実現する

4 計画のイメージ



第3章 子ども・若者支援施策の具体的な展開

施策の体系

- 1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の支援
 - (1) 基本的な生活習慣の形成と確かな学力の定着を目指す
 - (2) 豊かな人間性を形成し、健やかな心と体をつくる
 - (3) 時代の変化に対応できる力を養う
 - (4) 社会貢献、社会参加、自立を支援する
 - (5) 健康・安全に生活できる力を養う
 - (6) 就業意欲と能力・職業教育、職業訓練、就業支援を充実する
 - (7) 学習の機会を確保するための多様な支援を進める
- 2 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援
 - (1) いじめ問題への取り組み、不登校・中途退学者を支援
 - (2) さまざまな障害のある子ども・若者を支援する
 - (3) ひきこもり、若者無業者(ニート)を支援する
 - (4) 児童虐待防止と社会的養護体制を充実する
 - (5) 非行・犯罪への対策と子ども・若者に対する支援を行う
 - (6) ひとり親家庭・生活困窮家庭などを支援する
 - (7) 外国籍などで特に困難を抱える人を支援する
 - (8) こころと体に困難や悩みを抱える人を支援する
- 3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備
 - (1) 家庭の養育力・教育力・親育ちを支援する
 - (2) 家庭・地域と一体となった学校をつくる～品川コミュニティスクール～
 - (3) 地域における多様な活動の場を充実させる
 - (4) 地域における子ども・若者の安全対策を推進する
 - (5) 地域の社会環境の健全化を推進する
 - (6) 情報通信等の社会変化に対応する

第4章 推進体制等の整備

- 本計画に基づく取り組みは、保健、医療、福祉、雇用、教育等多岐にわたっており、それぞれの分野の専門性を生かした支援とともに、相互の連携を密にし、総合的な支援を推進します。
- また、本計画は「社会的自立」の重要性に着目し、青年期の自立に向けて発達段階に応じた支援を推進します。
- 本計画においては、品川区のみならず関係機関における様々な子ども・若者支援施策を取りまとめ、品川区の強みと今後取り組みべき課題を見える化しました。
- 品川区には長い歴史と伝統を持つ町会、自治会をはじめとしてNPO法人など様々な活力ある団体が存在します。こうした地域資源を活かし、実情に応じた支援体制の推進を目指します。
- 今後も、区民にもっとも身近な存在として、実情に応じた切れ目のない支援体制の整備を目指します。

社会的自立と共生の実現



品川区子ども・若者計画 (素案)

2018 - 2022

(平成30 ~ 34年度)

平成29年8月1日

はじめに

平成 30 年 3 月

品川区長

目次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨……………2
- 2 計画の位置付け……………2
- 3 計画の対象……………3
- 4 計画期間……………3

第2章 計画の理念・基本方針

- 1 計画の理念……………6
- 2 基本方針……………7
- 3 施策推進の視点……………8
- 4 計画のイメージ……………9

第3章 子ども・若者支援施策の具体的な展開

- 施策の体系……………12

1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の支援

- (1) 基本的生活習慣の形成と確かな学力の定着を目指す……………13
- (2) 豊かな人間性を育成し、健やかな心と体をつくる……………15
- (3) 時代の変化に対応できる力を養う……………22
- (4) 社会貢献、社会参加、自立を支援する……………23
- (5) 健康・安全に生活できる力を養う……………25
- (6) 就業意欲と能力、職業教育、職業訓練、就業支援を充実する……………27
- (7) 学習の機会を確保するための多様な支援を進める……………29

2 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

- (1) いじめ問題への取り組み、不登校・中途退学者を支援する……………31
- (2) さまざまな障害のある子ども・若者を支援する……………32
- (3) ひきこもり、若者無業者（ニート）を支援する……………35
- (4) 児童虐待防止と社会的養護体制を充実する……………36
- (5) 非行・犯罪への対策と子ども・若者に対する支援を行う……………38

- (6) ひとり親家庭・生活困窮家庭などを支援する……………39
- (7) 外国籍などで特に困難を抱える人を支援する……………43
- (8) 心と体に困難や悩みを抱える人を支援する……………44

3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

- (1) 家庭の養育力・教育力・親育ちを支援する……………45
- (2) 家庭・地域と一体となった学校をつくる～品川コミュニティ・スクール～47
- (3) 地域における多様な活動の場を充実させる……………48
- (4) 地域における子ども・若者の安全対策を推進する……………54
- (5) 地域の社会環境の健全化を推進する……………55
- (6) 情報通信等の社会変化に対応する……………56

第4章 推進体制等の整備

- 推進体制等の整備……………58

資料編

- 委員名簿と審議経過……………
- 品川区を取り巻く状況……………
- 品川区ライフスタイルに関するアンケート調査結果……………
- 関係法令……………
- 語句説明……………

コラム

- ①子ども若者応援フリースペース……………
- ②思春期講演会～子どものSOSに気づいていますか？……………
- ③就業支援……………
- ④マイスクール八潮・五反田……………
- ⑤子ども食堂……………
- ⑥欧州の子ども・若者支援の取組み……………
- ⑦子ども大学……………

第 1 章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

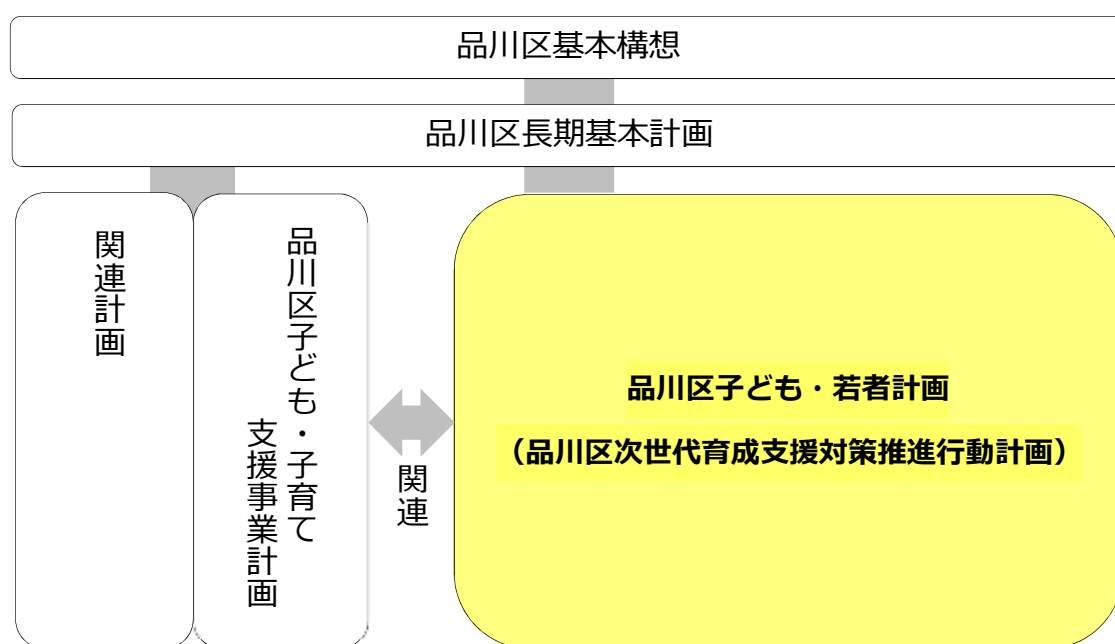
品川区は、次代の社会を担い、将来の品川区の発展の礎となる子ども・若者の健やかな成長を願い、各分野の施策において、様々な取り組みを行っています。

しかしながら、少子高齢化やスマートフォン・インターネットの普及等による情報化、ライフスタイルの多様化など、時代の急速な変化とともに、家庭や地域をはじめ、子ども・若者をめぐる環境も大きく変わり、社会生活を営む上での困難や新たな課題に対応できずに深刻な状況に直面している子ども・若者も存在します。

こうした状況を踏まえ、品川区は、家庭や地域とともに、すべての子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援など一層の推進を図るため、「品川区子ども・若者計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置付け

- 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく、「品川区子ども・若者計画」です。
- 「品川区第3次次世代育成支援対策推進行動計画」の要素を包含します。
- 品川区基本構想や品川区長期基本計画のもと、「子供・若者育成支援推進大綱」や「東京都子供・若者計画」、「品川区子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図りながら、今後の施策の枠組みづくりを推進します。



3. 計画の対象

○ 0歳から30歳未満の子ども・若者

※施策によっては、40歳未満のポスト青年期も対象とします。

乳幼児期 0歳	学童期 6歳	思春期 12歳	青年期 18歳	ポスト青年期 30歳	40歳
	子ども・若者計画	0歳～30歳未満			
	子ども				
			若者		

用語解説（注）

- ・子ども 乳幼児、学童期および思春期の者です。
- ・若者 思春期、青年期の者です。
(※施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とします。)
- ・乳幼児期 義務教育年齢に達するまでの者です。
- ・学童期 小学生の者です。
- ・思春期 中学生からおおむね18歳までの者です。
〔※思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。〕
- ・青年期 おおむね18歳から30歳未満の者です。
- ・ポスト青年期 青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で、困難を有する、40歳未満の者です。

注：内閣府「子供・若者育成支援推進大綱」に記載の用語によります。

4. 計画期間

○本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

○社会情勢の変化および国や東京都の動向などを踏まえた上で、適時見直しを行います。

第2章

計画の理念・基本方針

1. 計画の理念

次代を担う子ども・若者一人ひとりが、自分らしく生きいきと躍動し、心豊かな大人へと成長していくことは、社会共通の願いといえます。

子ども・若者が地域社会の様々な活動に参加し、心身ともに充実して、他者とともに成長していくことを期待します。また、「支援する側」、「支援される側」という一方的な関係によらない、子ども・若者とすべての人が互いに尊重しあい、ともに支えあい生きていく地域社会の実現を目指していきます。

- 子ども・若者の個人としての尊厳を重んじ、その最善の利益が考慮されることを目指します。
- 子ども・若者は社会を構成する重要な主体であり、子ども・若者とすべての人が互いに尊重しあい支えあい、ともに成長し、生きていく社会を目指します。
- 子ども・若者が自立した個人としての自己を確立できるよう、また、地域社会に自然に参加できるよう、健やかな成長・発達を支援します。
- 地域社会全体が、分野、主体の壁を越えて互いに連携し、子ども・若者一人ひとりの置かれた状況に配慮しながら、きめ細かい支援を行うことのできる環境を整えます。
- 子ども・若者の問題を地域全体の問題として捉え、大人が子ども・若者の手本となるよう努め、より良い地域社会となるよう取り組んでいきます。
- 品川区に暮らすすべての子ども・若者を地域社会全体で支えます。

子ども・若者が社会的自立を目指し、
すべての人と支えあい、ともに生きていくまち
“しながわ”

2. 基本方針

基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の支援

- 子ども・若者一人ひとりの特性に配慮しつつ、「確かな学力」や「健康と体力」、「豊かな人間性」などの基礎部分の形成を支援します。
- 子ども・若者が、様々な体験や交流を積み重ねることで、自立した個人としての社会性を育むことができるよう支援します。
- 子ども・若者には多様な機会が与えられ、仮につまづいたとしても何度でもやり直しのきく社会づくりを推進します。

基本方針2 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

- 様々な困難を有するがゆえに特別な支援が必要な子ども・若者やその家族に対し、社会的・経済的な自立ができるよう支援体制を整備します。
- 子ども・若者の成長や発達には個人差があります。一人ひとりの成長に配慮し、より良く生きることができるよう支援します。
- 子ども・若者が困難な状況に陥ることを未然に防止するための取り組みを推進します。
- 生まれ育った環境や親の経済状況により、子ども・若者の将来が閉ざされることのないよう、家庭・地域・行政の役割分担を整理し、必要な環境整備に取り組みます。

基本方針3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

- 品川区には、コミュニティ意識がしっかりと根付いている地域や子ども・若者育成支援等に積極的に関わりをもつ団体等が多く存在することから、こうした担い手が活発に活動を展開できるよう支援します。
- 子ども・若者育成支援にあたっては、社会のあらゆる分野における構成員がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら、分野ごとの縦割りとならないようネットワークの強化を図ります。

3. 施策推進の視点

視点1 すべての子ども・若者の発達段階に応じて切れ目なく支援する

- 子ども・若者は、自身の成長過程で、家庭から学校、地域へと活躍の舞台を広げ、社会化していきます。
- 乳幼児期から学童期、青年期、ポスト青年期に至るまでのライフステージを見通し、発達段階に応じた適切な支援が重要です。
- 子ども・若者の健やかな成長のために、関係機関が専門性を活かしながら連携していきます。

視点2 家庭、学校、地域が一体となって相互に連携する

- 子ども・若者の豊かなところを育むためには、環境を整えることが大切です。
- 家庭においては親子の絆を深め、学校においては学力の向上と人間形成を図ることが大切です。そして、地域は、社会性を育む場であると同時に、活躍できる場であることが重要です。
- 家庭、学校、地域が一体となって相互に連携していきます。

視点3 世代を超えてともに支えあい学び続けられる社会を実現する

- すべての人々が互いを認めあい、大切に思う関係づくりが必要です。
- 子ども・若者の育成においては、「支援する側」、「支援される側」といった一方的な関係性で成り立つものではなく、ともに生き支えあうパートナーであるとの認識の下、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、多様性を受け入れることができる社会を実現します。

(イメージ図)

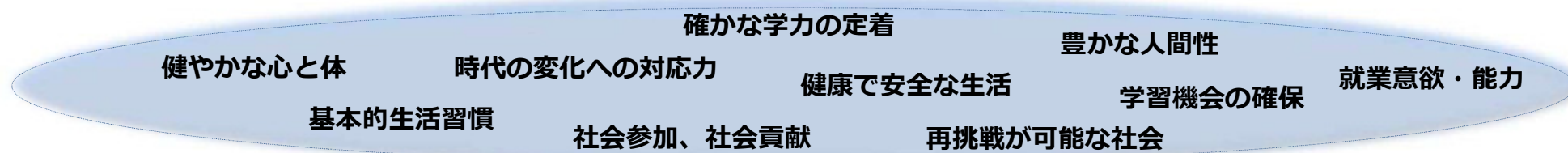
4. 計画のイメージ

基本理念 子ども・若者が社会的自立を目指し、すべての人と支えあい、ともに生きていくまち“しながわ”

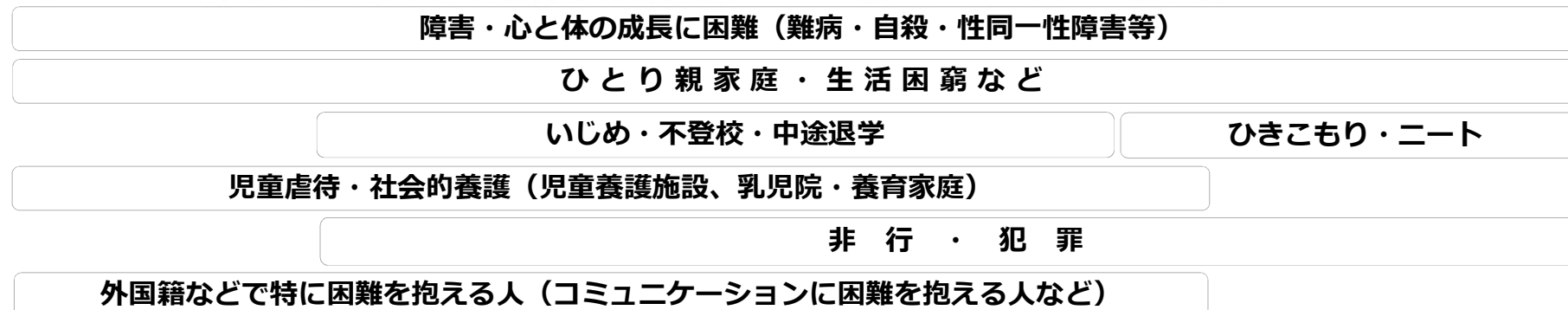
基本方針と発達段階に応じた支援



基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の支援

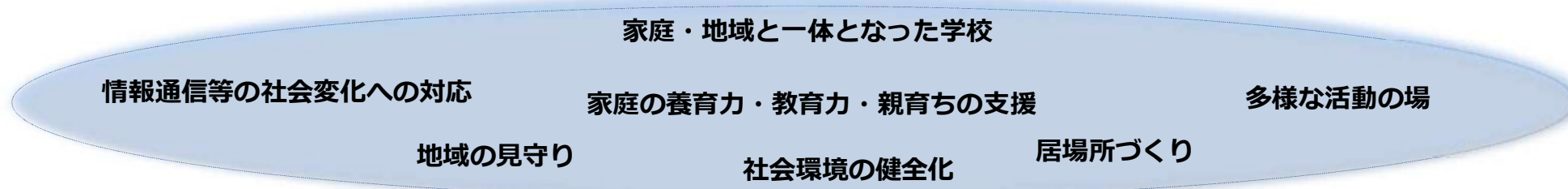


基本方針2 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援



基本方針3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

地域コミュニティの再生、地域の関係づくり（町会・自治会、任意団体、NPO等）



施策推進の3つの視点

- 視点1 すべての子ども・若者の発達段階に応じて切れ目なく支援する
- 視点2 家庭、学校、地域が一体となって相互に連携する
- 視点3 世代を超えてともに支えあい学び続けられる社会を実現する

社会的自立と共生の実現

第3章

子ども・若者支援施策の 具体的な展開

施策の体系

基本理念 子ども・若者が社会的自立を目指し、
すべての人と支えあい、ともに生きていくまち“しながわ”

基本方針1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の支援

- (1) 基本的な生活習慣の形成と確かな学力の定着を目指す
- (2) 豊かな人間性を形成し、健やかな心と体をつくる
- (3) 時代の変化に対応できる力を養う
- (4) 社会貢献、社会参加、自立を支援する
- (5) 健康・安全に生活できる力を養う
- (6) 就業意欲と能力・職業教育、職業訓練、就業支援を充実する
- (7) 学習の機会を確保するための多様な支援を進める

基本方針2 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

- (1) いじめ問題への取り組み、不登校・中途退学者を支援する
- (2) さまざまな障害のある子ども・若者を支援する
- (3) ひきこもり、若者無業者（ニート）を支援する
- (4) 児童虐待防止と社会的養護体制を充実する
- (5) 非行・犯罪への対策と子ども・若者に対する支援を行う
- (6) ひとり親家庭・生活困窮家庭などを支援する
- (7) 外国籍などで特に困難を抱える人を支援する
- (8) こころと体に困難や悩みを抱える人を支援する

基本方針3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

- (1) 家庭の養育力・教育力・親育ちを支援する
- (2) 家庭・地域と一体となった学校をつくる～品川コミュニティスクール～
- (3) 地域における多様な活動の場を充実させる
- (4) 地域における子ども・若者の安全対策を推進する
- (5) 地域の社会環境の健全化を推進する
- (6) 情報通信等の社会変化に対応する

計画の内容

事業の対象について

※乳幼児期（0～5歳）、学童期（6～11歳）、思春期（12～17歳）、青年期（18～29歳）、
ポスト青年期（30～39歳）

1 すべての子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の支援

(1) 基本的生活習慣の形成と確かな学力の定着を目指す

- 基本的な生活習慣や規範意識等、自己形成のための支援を家庭、学校、地域が連携しながら推進します。
- 食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、食育に関する取り組みを推進します。
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得や学習意欲の向上、学習習慣の確立を支援します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	品川教育検討委員会 における検討	区立全小学校、中学校および義務教育学校における一貫教育の推進および、今後の教育課題等への対応について、学識経験者、区立学校長、保護者・地域関係者等で組織する委員会で検討を進めています。		○	○			指導課
2	家庭の教育力の向上 支援	小・中学生の子を持つ保護者である親への子育てのヒントとなるように「しながわ子育て応援歌」を作成・配付し、また、親の子育て力・家庭力の向上を目指し家庭教育に役立つような講演会を開催しています。		○	○			庶務課 指導課 教育総合 支援セン ター
3	教員の区独自採用	区の教育施策の原動力となる教員を長期的かつ継続的に育成するため、区固有の教員を採用しています。		○	○			指導課
4	学力定着度調査の実 施	義務教育段階における知識・技能等に関する学力定着度調査を実施し、その結果を経年で把握することで、児童・生徒一人ひとりの学力の向上を図ります。		○	○			指導課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
5	総合教育会議	区長と教育委員会が教育に関する課題等について、協議・調整を行い、相互の連携を強化し、より一層の民意を反映した教育行政を推進するため、品川区総合教育会議を開催しています。	○	○	○	○	○	総務課
6	私立学校（専修・各種学校）の指導・監督等	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区内私立学校（専修・各種学校）の指導監督等を行っています。				○		総務課
7	食育を通じた健康づくり（各種教室、区民への啓発）	生涯にわたって健康に過ごすことができるよう、食に関する情報提供をホームページやリーフレットで行っています。また、妊娠期の食事や離乳食等の教室を実施しています。	○	○	○	○	○	品川保健センター
8	消費者育成および支援（おもちゃの病院）	こわれたおもちゃを目の前で直すことで、ものを大切にする気持ちを育みます。自己管理能力を身に付け、自立した消費者として成長できるよう支援しています。	○	○	○	○	○	消費者センター

(2) 豊かな人間性を育成し、健やかな心と体をつくる

- 子ども・若者が、自身の成長過程において、他人を思いやる気持ちや感動する心など、豊かな人間性を育むことができるよう支援します。
- 子ども・若者が自分のよさに気づき自信を持つなど自己肯定感を育むことができるよう支援します。
- 子ども・若者が心身ともに健康であるために、定期的な健康習慣づくりに努めるほか、感染症予防やアレルギー対策等に取り組みます。
- スポーツ活動を通じて子ども・若者が心身ともに健やかに成長する取り組みを推進します。
- 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みを推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	品川区民芸術祭 (アマチュアステージ/子どもフェスティバル)	区内の中学生以下によるアマチュアダンスグループを対象に、日頃の練習の成果発表の場を提供しています。	○	○	○			文化観光課
2	品川区民芸術祭 (ティーンズコンサート)	区内の小・中学生・高校生・大学生、社会人による日頃の活動の発表および交流の機会として開催し、将来を支える次世代を対象に文化芸術の振興を図っています。また、社会人に出演いただくことで、社会に出てからも継続して音楽活動を続けていく姿勢に触れることができます。		○	○	○	○	文化観光課
3	区民レクリエーション(区長杯子ども将棋大会)	小・中学生を対象に将棋大会を行い、日頃の鍛錬の成果を振るう機会を提供しています。		○	○			文化観光課
4	区民レクリエーション(ジュニア囲碁フェスタ)	小・中学生を対象に囲碁大会を行い、日頃の鍛錬の成果を振るう機会を提供しています。また、入門教室を開催し、新たに囲碁に触れ親しむ機会を作っています。		○	○			文化観光課
5	天文工作教室	五反田文化センターで、天文に関する工作物を自分で作ることによって、楽しみながら天文に興味を持つ機会を提供しています。	○	○				文化観光課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
6	プラネタリウム一般 投影（親子向け投 影）・団体投影	五反田文化センター内プラネタリウ ムで、小学3年生以下の子どもと保護 者を対象に、天文への興味を持って もらうとともに学習の機会を提供して います。また、区内外の幼稚園・保育 園・小・中学校など10名以上の児童・ 生徒の団体の要望により団体投影を 実施しています。小学4年生に対して は、学習指導要領（理科）に沿った内 容で実施しています。	○	○	○			文化観光 課 教育総合 支援セン ター
7	五反田宇宙ミュージ アム	五反田文化センターで、天文や宇宙科 学に関係した展示やワークショップ などを行い、子どもたちに宇宙に興 味を持ってもらうとともに、宇宙に 対する大きな夢やチャレンジ精神を 持つ子どもたちを育てています。	○	○				文化観光 課
8	パートナーシップ 講座	16歳以上の区内在住・在勤・在学 の方を対象に、品川区内のおよび近 隣区の学校と連携をして、各学校の 特色を生かし、様々な分野における 専門的な講座を実施しています。 【講座実施校】立正大学・清泉女子 大学・星葉科大学・昭和大学・杉 野服飾大学・東京医療保健大学・ 産業技術大学院大学・明治学院大 学・放送大学・都立産業技術高等 専門学校・都立大崎高校・都立小 山台高校・都立八潮高校			○	○	○	文化観光 課
9	しながわ学	16歳以上の区内在住・在勤・在学 の方を対象に、立正大学と品川区が 協働し、「しながわを知る」をコンセ プトに、しながわに関する歴史や文 化、産業、自然など様々な魅力につ いて学ぶ講座を実施しています。			○	○	○	文化観光 課
10	少年少女スポーツ 大会	少年野球、少年少女サッカー（小学 生対象）、小学生バレーボール大会 を各連盟と共催し、肉体的精神的な 健全育成を図ります。		○	○			スポーツ 推進課
11	少年少女スポーツ 普及支援事業助成	区内にある少年少女スポーツ団体 等が、区内少年少女を対象とした オリンピック・パラリンピック公式 種目または各団体が行っている種 目の強化を図るための教室や講演 会などの事業を開催する際、区が 助成金を交付します。		○	○			スポーツ 推進課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
12	全国大会出場者支援事業	18歳以下の少年少女や少年少女スポーツ団体が東京都大会等の予選、選考会を経て文化・スポーツの全国大会に出場する際、助成金を交付します。(区から他に類似する助成を受ける場合を除く)		○	○	○		スポーツ推進課
13	ジュニア二極化解消事業	幼児や・小学校低学年の子どもを対象に「体を動かすことの楽しさ」「自分の得意な動き」を体感できる教室を実施し、スポーツの習慣化、裾野の拡大を目指します。	○	○				スポーツ推進課
14	ブラインドサッカー出前体験教室	18歳以上の代表者と小学3年生以上のメンバーの半数以上が区内在住・在勤・在学である10名～30名のグループを対象に、ブラインドサッカー体験ワークショップを開催し講師を派遣しています。所要時間1時間半程度で、申込制・年間10回開催しています。		○	○	○	○	オリンピック・パラリンピック準備課
15	ホッケー教室	小学4年生以上を対象に、ホッケーの基礎を習得する初級クラスと、基礎を学んだ方に向けた中級クラスを同時に行っています。基本練習4回とミニゲーム大会1回を含む全5回を実施しています。		○	○	○	○	オリンピック・パラリンピック準備課
16	日本トップレベル競技観戦ツアー	主に小・中学生を対象に、東京2020オリンピック・パラリンピック実施予定競技で、ホッケーとビーチバレーボールの2競技を含む5競技以上のトップレベルの試合観戦等の機会を提供しています。		○	○	○	○	オリンピック・パラリンピック準備課
17	ジュニア・リーダー教室	小学4年生～高校3年生を対象に、1年間通した異年齢の集団活動を行い、子どもたちが思いやりや助け合いの精神を身につけられる機会を提供しています。		○	○			子ども育成課
18	親子ネイチャープロジェクト	毎月第一日曜日の「家庭の日」の普及・啓発を兼ね、異年齢の親子が自然体験を通し、ともに成長することにより「意欲・関心」、「規範意識」、「職業意識」を醸成しています。	○	○	○			子ども育成課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	
19	親子体験交流事業	小学4～6年生の親子を対象に、災害時相互援助協定を結ぶ岩手県宮古市を訪れ、東日本大震災からの復興を目指し再整備を進めている街並みや震災遺構を見学し防災意識を啓発しています。また、宮古の豊かな自然に触れることに加え地元の子どもたちと交流することで参加親子の健全育成を図っています。		○				子ども育成課
20	体験型育成事業	区内に拠点を構える劇団の協力による表現活動や、山梨県早川町山林の間伐材を有効利用した木工作などのものづくりなど、親子でさまざまな体験をすることで、感性豊かで探究心や好奇心の旺盛な青少年の育成を行っています。		○				子ども育成課
21	自分でできるプレママのボディケア講座	安定期以降の妊婦を対象に、大崎ゆうゆうプラザで助産師の指導のもと、グループワークショップ、講話、妊娠期でも行える簡単なボディケアの実習や相談を行い、出産への心と身体の準備を行う講座を実施しています。	○					子ども育成課
22	自分でできる産後ママのボディケア講座	生後1～3カ月の乳児と母親を対象に、大崎ゆうゆうプラザで助産師の指導のもと、骨盤ケア、腱鞘炎予防など、産後の身体に優しい運動を行い、産後の心と身体をいたわる講座を実施しています。	○					子ども育成課
23	ママのリフレッシュタイム講座	小学生以下の子どもがいる母親を対象に、平塚橋ゆうゆうプラザで子育て中の母親のリフレッシュのため、アロマセラピー、ヨガロマやハーブによるリラックス効果や、子どもも大人も美味しく栄養バランスのとれた食事を学ぶ講座を実施しています。	○	○				子ども育成課
24	しながわネウボラネットワーク	妊娠期から乳幼児期の親子を対象に、妊娠・出産・育児の切れ目のない包括的な支援のしくみを実現し、子どもを産み育てやすい環境の充実を目指しています。	○					子ども育成課 各保健センター 保育課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
25	ショートステイ・トワイライトステイ	1歳6カ月から小学6年生を対象に、子育て支援センターにおいて、保護者が疾病・出産等による入院、出張、冠婚葬祭、育児疲れ等で、一時的に子どもの養育が困難となった場合、短期的な宿泊を含む子どもを預かるショートステイ事業を行っています。また、保護者の就労等で、帰宅時間が遅くなる時には、子どもの夜間預かりを行うトワイライトステイ事業も行っていきます。	○	○				子ども育成課
26	育児支援ヘルパー派遣	出産予定日 1 か月前および出産退院翌日から 1 年以内の母親を対象に、子育て支援センターにおいて、産前産後に体調不良などで日常生活に支障があり、他から援助が受けられない場合、訪問して家事や育児の援助をします。	○					子ども育成課
27	中高生の活動支援 (児童センター)	バスケットボールや卓球などのスポーツや音楽バンド、ダンスをとおして、中高生の居場所づくりと活動の支援に取り組んでいます。さらに、区内大学の学生と連携した、デザインワークショップ活動などをとおして、青少年の自立意識の醸成を図っています。			○			子ども育成課
28	こども冒険ひろば事業	北浜公園内でプレイパーク「北浜こども冒険ひろば」を、しながわ区民公園内で「しながわこども冒険ひろば」を運営しています。子どもたちの自主性や創造性、自己責任の意識を育成するため、子ども自身が自然を題材とした遊びを創造し、様々な体験を通して成長できる環境を提供しています。	○	○	○			子ども育成課
29	子どもすこやか医療費助成	15 歳に達する日以後の最初の3月31 日までの児童を対象に、子どもの健全育成および保健の向上、並びに児童福祉の増進を図るため、子どもの保険診療による医療費の自己負担および入院時食事標準負担金を助成しています。	○	○	○			子ども家庭支援課
30	児童手当	15 歳に達する日以後の最初の3月31 日までの児童を対象に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的に、子どもを養育している人に児童手当を支給しています。	○	○	○			子ども家庭支援課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
31	ファミリー・サポート・センター	育児の援助を行いたい方（提供会員）と受けたい方（依頼会員）からなる会員組織をつくり、地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。	○	○				子ども家庭支援課
32	私立幼稚園の入園料・保育料の助成、認証保育所・認可外保育施設の保育料助成	私立幼稚園、認証保育所およびその他の認可外保育施設を利用する場合に、保護者の経済的な負担を軽減するため、保育料等の一部を助成します。	○					保育課
33	休日・小児夜間診療体制	休日における区民の医療不安を解消するために、休日の応急診療体制を確保しています。また、昭和大学病院内に「品川区こども夜間救急室」を設置し、平日・土曜日の夜間における小児の軽症患者の診療を行っています。なお、小児夜間診療の対象は15歳以下の子どもです。	○	○	○	○	○	健康課
34	児童・思春期のこころの相談、精神保健相談	児童期から青年期あるいは、ポスト青年期における発達や行動上の問題および精神疾患について、精神科専門医師による相談を行っています。		○	○	○	○	各保健センター
35	児童・思春期等こころの相談支援	保健師や相談員が、思春期から青年期にかけて特有の問題や悩みについて相談に応じ、本人や家族の支援にあたっています。		○	○	○	○	各保健センター
36	思春期家族教室	10代～20代の心も体も大きく変化する時期の問題や悩みについて、親同士でわかちあい親自身の気持ちや関わり方を話し合い学ぶ場です。		○	○	○		品川保健センター
37	思春期講演会	思春期の心の問題と対応について学び、家族や関係者の対応能力の向上を目指す講演会を開催しています。		○	○	○		大井保健センター
38	子ども環境学習講座	地球温暖化や環境にやさしい料理教室等、身近な環境を楽しく学ぶことで環境意識の向上を図ります。		○				環境課
39	公園・児童遊園の整備	住民のレクリエーションや憩いの場、子どもがのびのびと安全に成長できる場、防災の拠点、生物の生育の場、生き物とのふれあいの場などとして、公園・児童遊園の整備を進めています。	○	○	○	○	○	公園課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
40	こども文化財散策 ツアー	次世代を担う子どもたちが歴史や文化財に興味を持ち、郷土愛を育むことを目的として、すまいるスクール在籍の小学3～6年生を対象に、平成24年度から庶務課文化財係と子ども育成課育成支援係が連携して実施しています。		○				庶務課 子ども育成課
41	市民科教育	区立学校において、市民科を教科として位置づけ、児童・生徒自らの在り方や生きかたを探究するとともに、学んだ知識や技術を社会の一員として活かすことのできる資質・能力・意欲を育てる教育活動を行っています。		○	○			教育総合 支援センター

(3) 時代の変化に対応できる力を養う

- 国際感覚豊かなグローバル人材の育成のため、早期の外国語教育を推進します。
- 日本の伝統・文化を理解するための取り組みを推進し、日本人としての自覚や誇りを涵養^{かんよう}します。
- ICT（情報通信技術）を活用するなど情報教育を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	国際友好都市交流事業	姉妹・友好都市との交流事業を通じ、外国人や外国文化との交流を深め、国際人の育成を推進しています。			○			地域活動課
2	伝統工芸ふれあい教室	区内小学校高学年を対象に、品川区伝統工芸保存会会員が伝統工芸の実演を行い、道具を使った手作り体験をしてもらうことで、伝統の技の大切さを知らせています。		○				商業・ものづくり課
3	親子歴史講座	品川区内の小学生の親子15組を対象とした2日間の講座で、学芸員による講義を行った後、親子が協力して工作を行い歴史を学習します。		○				文化観光課
4	青少年ボランティアガイド	地域活動に意欲を持つ青少年自らが外国人のおもてなし企画を実践することで、国際感覚を醸成し、語学習得への向上心を育成するとともに、新たな観光都市としての区の魅力を引き出します。また、青少年のコミュニケーション能力の向上を図り、自立支援を行います。			○	○		子ども育成課
5	小学校からの英語授業	グローバル化が進展する中で、小学1年生から「英語科」を設置し、JTE（日本人英語専科指導員）等による区独自のカリキュラムの授業を実施し、英語教育の充実を図っています。		○				指導課
6	ICTを活用した特別支援教育	区立学校において、特別な支援を要する児童・生徒の効果的な学習手段のひとつとして、タブレットPCを配布し、障害の実態に応じた教材ソフトによる学習を行っています。		○	○			教育総合支援センター

(4) 社会貢献、社会参加、自立を支援する

- ボランティア活動や国際交流活動などを通じて市民性・社会性を獲得し、地域社会へ参画することを支援します。
- 環境問題への取り組みや防災活動の推進など、社会の一員として課題解決に向けて主体的に参加していく姿勢を育てていきます。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	成人式	新成人による実行委員会方式で、社会人としての自覚を促すとともに、輝かしい前途を祝福するために成人式を挙行しています。				○		総務課
2	非核平和都市品川宣言事業	平和の大切さと次世代に伝えるため、毎年8月、広島へ中学生平和使節を派遣、長崎へ青少年平和使節を派遣しています。			○	○		総務課
3	ワーク・ライフ・バランスアクションプラン（啓発誌作成、啓発講座）	男女共同参画啓発誌の編集委員として、区内大学が連携して参加しています。				○		人権啓発課
4	若者同士の交流機会の提供	品川区内在住・在勤・在学の若者を対象として、品川区内の施設等を使用し友達づくり・仲間づくりを行う中で、「しながわ」の魅力を知ってもらい興味・愛着を持ってもらうことで、地域の活性化を図ります。				○	○	地域活動課
5	青少年の社会貢献活動	ジュニア・リーダー教室の中で実施してきた社会貢献活動において、対象範囲を一般青少年で関心のある者にも広げ、より多くの青少年がボランティア活動を始める機会を作っています。また、中学生以上からおおむね25歳くらいまでの青少年で組織されたボランティアグループ「しながわ役立ち隊」を支援しています。			○	○		子ども育成課
6	中高生ボランティア（児童センター）	児童センターの活動を通して、中高生の人間関係を広げ人間形成を育て行けるようボランティアスタッフとして活動していくきっかけ作りや、活動の場の提供・支援を行っています。			○			子ども育成課
7	しながわECOフェスティバルにおけるボランティア	周辺地域との協働の一環として、区内の高校生がボランティア参加をしています。ボランティア活動を通して「社会意識」や「職業意識」を醸成しています。			○			環境課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
8	環境学習	区内小学校、幼稚園、保育園を対象に清掃車の仕組みがわかるように改造した「スケルトン車両」等を活用し、ごみの積み込み体験やごみ・資源の分別ゲームなどを行い、子どもの頃からの環境に対する意識を啓発しています。	○	○				品川区清掃事務所
9	津波勉強会	低地部の小学校を対象に津波や高潮による災害が発生した際に迅速な対応ができるように「津波自主避難マップ」を作成し避難ルートや避難場所の確認を行い、津波や高潮災害に対する知識を深めることを目的に小学4年生を対象に津波勉強会の実施を行っています。		○				河川下水道課
10	区議会に関する啓発 (品川区議会こどものページ)	小・中学生、高校生を対象としたホームページを作成し、区議会の仕組みを理解してもらうとともに、区議会への関心を高め、若年層の社会参加に向けた意識の向上を図っています。		○	○			区議会事務局
11	選挙に関する啓発 (出前授業・模擬選挙)	将来有権者となる小・中学生、高校生を対象に出前選挙を実施し、本物の選挙(投票所)の仕組みを理解させるとともに、選挙への関心を高め、若年層の投票率の向上を図ります。		○	○			選挙管理委員会事務局
12	明るい選挙啓発ポスターコンクール	区内にある公立・私立の小・中学校(義務教育学校を含む)および高等学校の児童・生徒(全員)を対象に、ポスターコンクールを実施し、将来の有権者である児童・生徒の選挙に対する関心を高めます。		○	○			選挙管理委員会事務局

(5) 健康・安全に生活できる力を養う

○安全安心な妊娠・出産の環境が確保されるよう支援します。

○子ども・若者に対し、健康に関する知識や薬物乱用に関する知識、発達段階に応じた性に関する知識について、専門家の協力を得ながら健康教育の充実を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	青年期 ポスト	
1	人権啓発講座、啓発 パンフレット	デートDV、ネットによるいじめやリベンジポルノ等人権侵害について、講座の実施、成人式等でのパンフレット配布などにより、被害者にも加害者にもならない、させないための啓発を行っています。			○	○	○	人権啓発課
2	消費者育成および支援（消費生活相談・出前講座）	若者を対象に増加している悪質商法・詐欺（マルチ商法、デート商法、架空請求、ワンクリック請求など）について消費者教育を推進し予防するとともに、トラブルに巻き込まれた場合には消費生活相談で解決の方法を探ります。もって自立した消費者として安全に生活できる力を養います。		○	○	○	○	消費者センター
3	アレルギー等おしゃべり会・講演会	アレルギー疾患の子どもを持つ親同士や興味・心配のある方の情報交換のため、子ども同士の交流やお弁当持参のランチ会を行っています。また、小児科の医師などの専門家による講演会では、アレルギー疾患に対する正しい知識を啓発しています。	○	○	○			子ども育成課
4	妊娠期・乳児期の支援	妊娠期から育児期において、安心して子育てできるよう、妊婦とそのパートナーを対象に、マタニティクラス、二人で子育て（両親学級）、乳児期前期育児学級等を実施しています。また、4カ月、1歳6カ月、3歳児健診、児童センターで行う出張健康学習等を通して、子どもの事故予防の啓発を行っています。	○	○	○			品川保健センター
5	防災フェア	過去の震災の教訓を忘れず防災意識の高揚を図るためのイベントとして年に一度、防災フェアを開催しています。参加者が楽しみながら防災を学べるよう、各防災関係機関の協力のもと訓練の実演やポイントカードの仕組みを取り入れたブースの出展など、イベント性やゲーム性を持たせつつ実施しています。	○	○	○	○	○	防災課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
6	親子で防災体験	楽しく防災を学ぶ場として、小学生までの親子を対象にしながら防災体験館にてワークショップを実施しています。内容は、割れたガラスがなぜ危険かを考える体験や消火器まあとあてゲームなど、楽しみの中にも防災に関する実践的な体験ができるものとしています。	○	○				防災課
7	防災ポスターコンクール	区民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、区立学校の児童・生徒を対象に防災に関するポスターを募集し、応募者全員の作品を展示しています。		○	○			防災課
8	地震体験車等の防災教育	区内学校等において、地震体験車による震度の体験や煙が充満した部屋から避難する体験を通して、発災時の初動対応や事前の防災対策について啓発しています。	○	○	○	○	○	防災課
9	しながら防災学校	対象者別、テーマ別に防災に関する研修を実施しています。対象者別に行うコースのうち、家庭・区民コースでは、主に小学生親子・中学生・高校生以上の一般区民が対象です。また、テーマ別のコースでは、防災カフェとして、乳幼児親子向けの啓発講座を実施しています。	○	○	○	○	○	防災課

(6) 就業意欲と能力、職業教育、職業訓練、就業支援を充実する

- 子ども・若者の勤労観や職業観等を養い、職業的自立に必要な能力を身に付けるとともに、キャリア教育および職業教育の充実を通じ、学校から社会への移行がスムーズなものとなるよう支援します。
- 安定した職業生活支援のため、若者と企業のマッチングの機会の提供等必要な支援を行います。
- 雇用や就学等様々な場面において、何度でもやり直しのきく社会となるよう風土や気運を高めていきます。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	就業支援セミナー・ カウンセリング	若者（39歳以下）の就職活動をサポートするため、専門のカウンセラーが就業に関する悩みの相談にのる就業相談（キャリアカウンセリング）と、就職活動に役立つノウハウを伝える就業支援セミナーを実施しています。				○	○	商業・ものづくり課
2	就業体験事業	就業意欲がありながら就職することができていない若者（新卒者、既卒者、39歳以下で前職を離職し再就職を希望する者）を対象に、区内中小企業での職場実習（2週間～最長3ヶ月）の機会を提供し、実習先での直接雇用を目指します。				○	○	商業・ものづくり課
3	ものづくり教室	品川産業支援交流施設で、夏休み中に小学5年生～高校生を対象として、3Dプリンターの体験講座を開催しています。		○	○			商業・ものづくり課
4	技術者育成支援	区内に立地する東京都立産業技術高等専門学校と連携し、若手技術者のスキルアップを目的とした人材育成セミナーを開催しています。				○	○	商業・ものづくり課
5	インターンシップ事業 促進助成	産学交流を促進し、区内ものづくり産業等の振興を図るため、東京都立産業技術高等専門学校等の学生をインターンシップとして受け入れる区内中小企業に対し助成金を交付しています。				○		商業・ものづくり課
6	大学生や専門学校等の 保育士養成校の実習生受け入れ	区立保育園に品川区内在住、もしくは品川区内の教育施設の在校生に対し、実習生の受け入れを行っています。実際に保育園で保育士の体験を行うことにより、保育士の仕事をより具体的に知ってもらい、自分のキャリアに活かすことを目的としています。			○	○		保育課

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施 機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
7	非行少年の立ち直り 支援・就労支援	非行少年の立ち直り支援として、農業体験による活動やハローワークと連携した就労支援活動を推進しています。			○	○		警視庁 大森少年 センター
8	新規学卒者の就職支援	産業や職業に関する知識が浅い学卒者に対する職業紹介にあたって、教育機関と連携を図り計画的な職業指導、綿密な職業相談を行い、事業所に対しては受入体制の整備の指導を行っています。計画的な新規学卒者の求人開拓、進路相談担当者と連携した就職環境の理解促進、就職準備講座など、きめ細かな職業相談・支援しています。また、年少従業員の就業事業所を訪問、職場適応指導を行っています。				○		東京労働局 品川公共 職業安定所
9	わかもの応援セミナー	おおむね35歳くらいまでの若年者を対象に、「面接対策」、「職務経歴者等応募書類作成」、「VPI 職業興味検査を受けてみませんか?」の3コースを毎月開催しています。				○	○	東京労働局 品川公共 職業安定所
10	職業訓練のあっ旋	若年者に対する職業相談の過程で、希望とする職種・業界への就職実現に向けて、不足していると考えられる技術、知識、資格取得のため、若年者向けの職業訓練についての説明、あっ旋を行っています。				○	○	東京労働局 品川公共 職業安定所

(7) 学習の機会を確保するための多様な支援を進める

- 子ども・若者が安心して教育を受けることができるよう、世帯や保護者の負担力に応じて経済的な支援を行います。
- 大学生や地域ボランティアによる学習支援活動の取り組みを通じて、思春期に相談のできる場として学習面から支援を行います。
- 環境教育等、生涯学習の一環として、様々な体験学習の機会を提供します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	中学生への学習支援 (ゆたか児童センター)	主に中学生を対象にし、大学生や地域の方が学習ボランティアとして、夏休みから受験時期にかけての学習を支援しています。気軽に参加できる雰囲気づくりを大切にし、学校生活や何気ない話にも傾聴を心がけ、子どもたちが安心できる居場所を作っています。			○			子ども育成課
2	奨学金貸付事業	修学する意志があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者およびその保護者に対し、修学に必要な奨学金を貸し付け、もって有用な人材を育成することを目的としています。対象は、品川区に住所を有し高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程)に入学を許可された方とその保護者です。(大学生は対象外です。)			○			子ども家庭支援課
3	保幼小連携	就学前の乳幼児が等しく質の高い保育・教育を受け、滑らかに小学校へ入学するための基礎をしっかりと身に付けることを目的として、0歳児からの保育・教育の充実に取り組んでいます。区内の幼稚園・保育園児が区立小学校・義務教育学校の教育環境に無理なく慣れ親しみ、安心して就学できるように取り組んでいます。 また、5歳児の10月から1年生の7月までを「ジョイント期」とし、具体的な指導の重点やポイントをまとめた「保幼小ジョイント期カリキュラム」を実践しています。	○					保育課 指導課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
4	しながわ家庭エコチャレンジ	区内38校(私立1校含む)の小学生を対象に、環境に対する意識の醸成のため、ワークシートを提供し環境学習を行っています。		○				環境課
5	しながわ水族館運営支援	「海や川とのふれあい」をテーマに娯楽性と学習性を兼ね備えた都市型的水族館として開館しています。	○	○	○	○	○	公園課
6	老朽化・就学人口増等に伴う学校改修・改築	学校改修については、学校施設の十分な安全性・機能性を維持するため、建設からの年数、前回の改修工事からの年数を基準に現地調査を行い、計画的に進めています。 また、学校改築についても、建物の老朽化、就学人口の増加および情報教育などの新たな教育に対応するため順次進めるとともに、環境やバリアフリー、災害発生時の避難拠点としての機能にも配慮した学校づくりを進めています。		○	○			庶務課

2 社会的自立に困難を有する子ども・若者やその家族への支援

(1) いじめ問題への取り組み、不登校・中途退学者を支援する

○いじめはどの学校にも起こり得るという認識の下、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取り組みや関係機関等連携した取り組みの促進など、学校内外における相談体制の整備を進めます。

○不登校や中途退学者が将来自立して生活することができるようにするための支援を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	いじめ問題調査委員会	区立学校等で発生した重大事態への対処、または当該重大事態と同種の事態の発生の防止を目的として、いじめに係わる重大事態が発生し、その再調査を区長が必要と認めた場合に、品川区いじめ問題調査委員会を設置します。		○	○			総務課
2	適応指導教室	区立学校に在籍し、主に心理的な要因等により通常の学校生活に適応できず不登校またはその傾向にある児童・生徒に対して、自発的な学習やその他の活動の場を提供し、自立活動や学校生活への復帰ができるように支援しています。		○	○			教育総合支援センター

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
3	高等学校中途退学者の就職支援	就職希望を理由に高校を退学している人も少なくなく、中には産業・職業についての知識が浅く、就職にあたっての基本的な心構えが十分に形成されていない人もいます。職業や労働市場に関する情報の提供および職業選択等にあたっての助言を積極的に行うことにより、的確な職業紹介につなげています。			○			東京労働局 品川公共職業安定所

(2) さまざまな障害のある子ども・若者を支援する

- 障害者の自己選択・自己決定の権利を最大限尊重するとともに、意思決定の支援を適切に受けることができよう配慮します。
- 障害者施策だけでなく、母子保健施策や子ども・子育て支援施策、就学から卒業までの学校教育など、関係機関の連携を強化するよう努めます。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	特別児童扶養手当	国の制度で、精神または身体に障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的としています。区内に住所があり、20歳未満の一定の障害をもつ児童を養育する父母もしくは養育者に支給します。	○	○	○	○		子ども家庭支援課
2	特別支援保育事業	配慮を要する子どもの増加に伴い、介助員等の配置を充実させ、きめ細やかな対応を図ります。 また、保育者の知識・対応力向上のため、研修や巡回相談を充実させます。 さらに、家庭での特別支援への理解を深め、早期発見・専門機関への相談につなげるための啓発や就学に向けて関係機関との連携を図ります。	○					保育課
3	発達相談	品川児童学園（児童発達支援センター）では、言葉が遅い、全般的に発達がゆっくりなことが心配、癇癪が強くて育てにくいなど、日常生活の中で気になることがあったり、保健センター等の健診後等の紹介により、子どもの発達・発育に関する専門的な総合相談を行っています。	○					障害者福祉課
4	発達相談 （障害児者総合支援施設（仮称）の開設）	児童発達支援センターの相談機能を18歳まで拡大し、障害のある児童から成人期へとつなぐ一貫した相談支援センターとして、平成31年4月に障害児者総合支援施設（仮称）を設置します。	○	○	○	○	○	障害者福祉課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
5	幅広い日中活動の場の確保	ライフステージの様々な場面で、友人関係、不登校、引きこもりなどの困難を抱えている背景に発達の特性が考えられることがあります。そうした方を対象に小学4年生からおおむね30歳までのご本人やご家族からの相談事業と、日中活動の場の提供や個別支援などを、発達障害・思春期サポート事業として行っています。		○	○	○	○	障害者福祉課
6	社会的自立を目指した支援	発達障害者成人期支援施設「ぶらーす」内において、発達の特性のあるおおむね20歳以上の方の社会での自立を目指した相談と自己認知を目的とした日中活動支援を、発達障害者支援事業「リクト」として行っています。				○	○	障害者福祉課
7	特別支援学級・特別支援教室	区立学校において、特別支援学級固定級（知的、自閉症・情緒、病弱）、通級（言語、難聴）を設置し、障害の状態により特別の支援が必要な児童・生徒について特別支援学級での指導、通常の学級での障害に配慮した指導を行っています。また、区立学校全校に特別支援教室を設置し、コミュニケーションの面で課題や心配のある児童が必要な支援を受けられるようにしています。		○	○			教育総合支援センター
8	駅のバリアフリー化に対する助成	『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』や『品川区すべての人にやさしいまちづくり推進計画』などに基づき、可動式ホーム柵、エレベーター、内方線付点字誘導ブロックなどの設置費助成を鉄道事業者へ行い、だれにも安心・安全な鉄道駅利用環境整備を促進しています。	○	○	○	○	○	都市計画課
9	段差の解消、歩道の平坦化	福祉のまちづくりの一環として、私道入口、公共施設やそれに準ずる民間施設等に隣接する側溝のゼロ段差化、及び歩道改修時に縦横断勾配を改善する事により、歩道巻き込み部や横断歩道部並びに車両乗り入れ部の平坦化を実施し、歩行環境の向上を図っています。	○	○	○	○	○	道路課

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施 機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
10	障害児の施設入所の 相談及び入所手続き	様々な事情により家庭で生活できない障害のある児童の施設への入所相談を受け、入所となった場合の手続きを行っています。	○	○	○			東京都 品川児童 相談所
11	「愛の手帳」の交付	知的障害のある児童の支援を図るため、「愛の手帳」（療育手帳）の申請受付、判定、交付を行っています。	○	○	○			東京都 品川児童 相談所

(3) ひきこもり、若者無業者(ニート)を支援する

○働くことに悩みを抱えるひきこもりやニート等若者、その家族に対して、一人ひとりの状況に応じた専門相談や就労意欲の喚起等、自立に向けた継続的な支援を推進します。

○関係機関が連携し、それぞれの専門性を生かして支援する体制の整備や居場所づくりに取り組みます。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	子ども若者応援フリースペース	平塚橋ゆうゆうプラザで毎週月曜日に、不登校やひきこもりの子どもや若者が安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや、保護者等との相談を行っています。			○	○	○	子ども育成課
2	東京都ひきこもりサポートネット	ひきこもり等を理由に、ひとりで悩む本人や保護者、友人からからの相談に対し、電話・メール相談や訪問相談を行う東京都の支援事業です。訪問相談の第一窓口は、品川区が行っています。対象は、中学校卒業後の15歳以上～おおむね34歳です。			○	○	○	子ども育成課

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施 機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
3	ひきこもり、若年無業者(ニート)の就職支援	これまで就労機会がほとんどない若者やひきこもりなど長期にわたり就労経験がない人など、本人の段階やおかれた状況に応じて、若者サポートステーションや若者ハローワークなど、より適した機関への誘導・案内を行っています。				○	○	東京労働局 品川公共 職業安定所

(4) 児童虐待防止と社会的養護体制を充実する

- 区の子育て支援機関や児童相談所等の地域の関係機関相互の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・早期対応、子どもの保護・ケア、保護者の支援、家族の再統合、アフターケアまで切れ目のない支援が行われる体制づくりに努めます。
- 18歳未満の児童に関する相談および児童虐待通告については、区が第一義的な窓口として対応にあたります。
- 社会的養護の下で生活する子どもたちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するための一貫した支援を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	子ども家庭支援センター事業	福祉、保健・医療、教育等の各分野の関係機関と連携し、子どもとその家庭に関する総合相談、在宅サービス等の提供・調整、および地域の組織化等を行い、子どもとその家庭の福祉の向上のために地域の支援ネットワーク作りをしています。品川区は、子ども育成課児童相談係と品川区子育て支援センターが主体となります。	○	○	○			子ども育成課
2	要保護児童対策地域協議会	児童虐待の早期発見や適切な保護、支援を図るとともに、虐待の無い地域社会を創るため品川区虐待防止ネットワーク推進協議会を設置しています。その下の位置づけとして身近な地域子育て支援拠点の児童センターが、13地域ごとに地域分科会を、要保護児童の具体的支援のために関係機関でケース会議を開催します。	○	○	○			子ども育成課
3	区立児童相談所設置に向けた検討・取り組み	児童相談所は現在東京都が担っていますが、平成28年5月の児童福祉法改正を受けて、区は区立児童相談所の設置を目指していきます。そのため、児童相談所設置市から情報収集・調査分析等を行い、児童相談所の開設に向けて諸課題の解決のための検討・取り組みを推進していきます。	○	○	○	○	○	子ども育成課

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施 機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
4	児童虐待への対応	児童虐待対策ブロックチームを編成し、虐待通告へ迅速に対応しています。児童相談所の人員を増員し、虐待対策班の強化を進めています。	○	○	○			東京都 品川児童 相談所
5	一時保護	緊急に保護を要する児童を一時的に保護します。一時保護所の定員を増やすとともに、子どもたちが安心、安全に生活できる環境整備を進めています。	○	○	○			東京都 品川児童 相談所
6	施設への入所	様々な事情により家庭で生活できない児童を一定期間、乳児院、児童養護施設で預かります。児童が生活する施設においては、グループホーム等の小規模化を進めています。また、働きながら自立をめざす20歳未満の入所者に自立援助ホームを紹介しています。	○	○	○			東京都 品川児童 相談所
7	里親制度	様々な事情により家庭で生活できない児童を里親宅で預かり、家庭と同様の環境で養育します。	○	○	○			東京都 品川児童 相談所

(5) 非行・犯罪への対策と子ども・若者に対する支援を行う

○非行防止・保護のための対策を総合的に推進します。

○犯罪被害者やその家族への様々な支援を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	社会を明るくする運動	犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支え、犯罪や非行に陥らない地域社会づくりを目指しています。毎年7月を強調月間として、「社会を明るくする運動」が全国一斉に実施されています。品川区においても、推進委員会を設け小・中学校PTA、保護司、民生委員・児童委員および青少年対策地区委員会等関係団体とともに、運動を実施しています。		○	○	○	○	地域活動課

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施 機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
2	少年相談及び犯罪被害少年への支援	子どもの非行・不登校などで悩んでいる家族や子ども自身に対して、少年相談専門職員などが継続的に面接を行っています。また、犯罪等の被害を受けた少年に対して、継続的な支援活動を推進しています。対象は20歳未満です。		○	○	○		警視庁 大森少年 センター
3	非行相談	金銭持出し、家出、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為等問題行動のある児童の相談や警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、または触法行為があったとして通告のあった児童の相談、指導をします。	○	○	○			東京都 品川児童 相談所

(6) ひとり親家庭・生活困窮家庭などを支援する

- ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、子ども・若者を健全に育むことができるよう、ひとり親家庭への支援を推進します。
- 生活困窮家庭などに対する自立支援の取り組みを推進します。
- 家庭・地域・行政の役割分担を整理し、課題の見える化を図り、子ども・若者の未来を応援します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の健康を維持し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。 区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む）を養育しているひとり親家庭等に対し、保険診療による医療費の自己負担分（入院時食事負担金を除く）の一部または全部を助成します。	○	○	○	○		子ども家庭支援課
2	児童育成手当・障害手当	区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に児童育成手当を支給します。 （ア）父母が離婚した児童（イ）父または母が死亡・生死不明の児童（ウ）父または母に引き続いて一年以上遺棄されている児童（エ）母が婚姻によらないで生まれた児童（オ）父または母が法令により1年以上拘禁されている児童（カ）父または母に重度の障害がある児童（キ）父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童 また、以下の障害をもつ20歳未満の児童を養育している世帯に障害手当を支給します。 （ア）中度以上の知的障害（愛の手帳1～3度程度）（イ）身体障害者手帳1～2級程度（ウ）脳性麻痺、または進行性筋萎縮症	○	○	○	○		子ども家庭支援課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
3	児童扶養手当	<p>区内に住所があり、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（20歳未満で中度以上の障害がある児童を含む）を、次のいずれかの状態で養育している父・母または養育者に支給します。</p> <p>（ア）父母が離婚した児童（イ）父または母が死亡・生死不明の児童（ウ）父または母に引き続いて一年以上遺棄されている児童（エ）母が婚姻によらないで生まれた児童（オ）父または母が法令により1年以上拘禁されている児童（カ）父または母に重度の障害がある児童（キ）父または母が裁判所からDVの被害による保護命令を受けた児童</p>	○	○	○	○		子ども家庭支援課
4	ひとり親家庭自立支援助成事業	<p>母子家庭の母、または父子家庭の父を対象に、母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業では、対象の母子家庭の母または父子家庭の父に、就業に結びつく可能性の高い講座の受講費用の60%相当額を助成し、主体的な能力開発への取り組みを支援しています。また、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業では、対象の母子家庭の母または父子家庭の父が就業に結びつく可能性の高い資格を取得するために養成機関に通う間の生活費相当分を一部助成し、自立を促進しています。</p>	○	○	○			子ども家庭支援課
5	母子・父子自立支援プログラム策定事業	<p>児童扶養手当受給者等で就労意欲のある母子家庭の母または父子家庭の父に、専門の就労相談員が個々の状況・ニーズに応じた就労プログラムを策定、就労までの相談や求職活動の助言およびハローワークへの同行等を行い、自立・就労を支援しています。</p>	○	○	○			子ども家庭支援課
6	ひとり親世帯学習支援	<p>ひとり親家庭の経済的、精神的不安の軽減や自立支援に向けた取り組みとして、児童への個別の学習指導や進路相談を実施することにより、学習の習慣づけや進学意欲の向上を目指します。</p>		○	○			子ども家庭支援課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
7	ひとり親家庭相談	母子家庭の母、または父子家庭の父を対象に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいて、常勤の母子・父子自立支援員を配置し、就労問題や教育問題など、ひとり親家庭の抱えているさまざまな問題について相談に応じ、自立のための援助を行っています。	○	○	○			子ども家庭支援課
8	母子・父子福祉資金貸付	20歳未満の子ども等を扶養している母子および父子家庭の経済的自立の助成と児童の福祉の増進を目的として、母子・父子自立支援員が相談を受け、審査の上、必要な資金の貸し付けを行っています。	○	○	○	○		子ども家庭支援課
9	母子生活支援施設	児童福祉法に基づき、配偶者のない女性（母親）と扶養されている18歳未満の児童を保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する施設です。これらの母子に対してさまざまな援助を行い、母親の生活の安定や、児童の健全育成を目指すなど、入所者の福祉を増進し、自立のための支援を行っています。	○	○	○	○		子ども家庭支援課
10	ひとり親家庭休養ホーム事業	母子家庭または父子家庭の親子がレクリエーションと休養のために、区が指定した宿泊、日帰り施設を無料または低料金で利用できます。	○	○	○	○		子ども家庭支援課
11	ひとり親家庭一時介護事業	児童育成手当の受給世帯かこれに準ずる世帯で親や中学生以下の児童の一時的な傷病などのため、日常生活を営むのに支障がある場合に掃除や洗濯など日常生活に必要な介護を行う事業です。	○	○	○			子ども家庭支援課
12	品川区女性福祉資金貸付	配偶者のない女性や20歳以上の子どもの入学金や学費の一部を、母子自立支援員が、相談を受け、審査の上、必要な資金の貸し付けを行っています。				○	○	子ども家庭支援課
13	入院助産	入院して分娩する必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、その費用を支払うことが困難な妊産婦を指定助産施設に入所させて助産を行っています。			○	○	○	子ども家庭支援課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
14	低所得世帯学習支援 (未来を拓く学習支援)	大学や専門学校進学を目指す低所得世帯の高校生に対し、自習の場や学習指導を受ける機会を提供することで、受験までの精神的サポートも含めた支援を行います。併せて、親への進学資金準備に向けた支援も行います。対象は、ひとり親家庭または生活保護・生活困窮世帯の高校生です。			○			子ども家庭支援課
15	実費徴収に係る補足 給付事業	品川区立幼稚園に在園していて、在籍している園における教材の購入費等の実費負担が困難な保護者に対し、費用の給付を実施し、保護者の実費負担の軽減を行います。	○					保育課
16	低所得世帯への塾代 等の貸付	東京都社会福祉協議会で実施する「受験生チャレンジ支援貸付(中学校3年生および高校3年生への学習塾等の費用や、受験費用の貸付)」の相談、申請受付および償還免除申請受付を行っています。			○			生活福祉課
17	子どものいる生活保護 世帯への支援	子どものいる生活保護世帯に対し、専門支援員が家庭訪問や面談を通じて、子どもの成長過程や保護者の問題等の家庭状況を把握した上で、各関係機関・支援機関に繋げ、連携・協力して子どもの健全育成を図っています。また、高校進学、大学進学、就職等の進路に関する情報提供、相談、塾代の助成および学習指導を行っています。	○	○	○			生活福祉課
18	東京学芸大学との連 携による学習支援	品川区と東京学芸大学が連携を強化し、経済的に困難な状況にある児童への学習機会の充実を図ります。また、東京学芸大学附属竹早中学校への進学枠(若干名)を設けます。		○	○			指導課

(7) 外国籍などで特に困難を抱える人を支援する

○外国人の日本語能力に配慮したカリキュラムの編成や就学支援等を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	外国人学校児童生徒 等保護者補助金	品川区に住民登録している者で、東京朝鮮学校等外国人学校に授業料を納入した保護者に対し、補助金交付要綱により、補助金を交付しています。		○	○			総務課
2	日本語集中教室	区立学校に在籍し、日常の日本語活用が困難な帰国児童・生徒、外国人児童・生徒を対象に、日本語指導短期集中教室を開設し支援を行う場を提供し、児童・生徒の実態に応じた言語指導や適応指導を行なっています。		○	○			教育総合 支援セン ター

(8) こころと体に困難や悩みを抱える人を支援する

- 性同一性障害や性的指向を理由として困難な状況に置かれている人など、特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深める啓発活動等を推進します。
- 難病のある人の日常生活の相談・支援、交流活動の促進や就労支援等を推進します。
- こころの悩みを抱えたり、生きることに辛さを感じている人やその家族、友人が、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談窓口等の充実を図ります。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	性同一性障害等に関する相談・啓発	性同一性障害等であることにより悩みを抱えている方の相談を受けています。また、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を行っています。		○	○	○	○	人権啓発課 各保健センター 教育総合支援センター
2	SOSカードの配布・相談	悩みを一人で抱え込み、自殺に追い込まれることを防ぐため、児童・生徒自身が相談できるように相談先案内カードを作成し、小学6年生～中学生に配布します。		○	○			保健予防課 各保健センター

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施機関
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
3	育成相談	本人や家族から相談を受け、心理判定や医療診断を行い、継続的に一定期間、治療プログラムやカウンセリングなどを実施します。	○	○	○			東京都品川児童相談所

3 子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備

(1) 家庭の養育力・教育力・親育ちを支援する

- 家庭教育に関する人材の養成、学習機会や情報提供、相談体制の充実等、地域社会全体で支援する取り組みを推進します。
- 親子が家庭に閉じることなく外に開かれ、地域や子育て支援機関等との関わりをもち、必要なときに適切な支援が受けられるよう体制を整備します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	「家庭の日」の普及啓発	毎月第一日曜日を「家庭の日」と定め、「子どもの豊かな心を育む」「人のかかわりを学ぶ」大切な場所としての明るい家庭づくりを推進しています。また、親子ネイチャープロジェクトを開催し、次代を担う青少年の育成ならびに親育につなげていきます。	○	○	○	○	○	子ども育成課
2	2回食からの離乳食レッスン	離乳食2回食以降（初回講座日に7・8カ月）の乳児と保護者を対象に、平塚橋ゆうゆうプラザで、栄養士の指導のもと、月齢にあった調理形態を学び、簡単な離乳食を作る講座です。また、離乳食の悩みを気軽に相談できます。	○					子ども育成課
3	2・3歳児食親子クッキング	2・3歳児の幼児と保護者を対象に、平塚橋ゆうゆうプラザで、栄養士の指導のもと、親子一緒に調理を体験し、子どもの楽しい食経験を増やし、苦手な食材の克服を目指す講座です。	○					子ども育成課
4	親育ちワークショップ	主に初めて0歳児の子どもを持つ母親を対象に、育児不安や悩みを受け止め、子育ての負担を軽減することを目的としたワークショップを児童センターで実施しています。	○					子ども育成課
5	父親のための親育ちワークショップ	父親としての役割を学びつつ仲間づくりができる事業を展開することにより、家庭における子育て力の向上を図るため、児童センターで乳幼児の父親向けのワークショップを実施しています。	○					子ども育成課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
6	赤ちゃんとのふれあい事業	次代の親となる小中高生と乳幼児親子が交流することで、赤ちゃんをいとおしく思う心を養い、親となる準備につなげることを目的として、児童センター、学校、乳児親子が協力して実施しています。		○	○			子ども育成課
7	父親の子育て参加促進事業	児童センターでは、主に乳幼児とその父親を対象に、父子で参加できるプログラムを実施し、家庭における母親の育児負担の軽減を図っています。	○					子ども育成課
8	プレママ・プチママタウン	児童センターでは、22週以降の妊婦、0歳児の母親（いずれも第1子）を対象に、妊娠中や初めて子どもを持つ母親と子育ての先輩母親との交流を実施し育児不安の解消を図っています。	○					子ども育成課
9	チャイルドステーション事業	児童センターでは、子育てに関する相談や親同士の交流や情報交換のできる地域の身近な場所として、妊娠期から子育てを支援しています。また、区立保育園・幼稚園を、地域に開放し、様々な事業を実施しており、保育士などが子育てに関する専門知識を提供し保護者が気軽に相談できる場として地域の子育て支援を行っています。どの施設も、乳幼児親子が安心して外出できるよう、授乳やおむつ交換の場として利用できるスペースを提供しています。	○					子ども育成課 保育課
10	一日保育士体験	品川区立保育園に子どもを預けている保護者を対象に、保育士の仕事を一日体験することにより、あらたな子どもの姿を発見し、子育ての楽しさや保育園とのかかわり、子どもに対する相互理解を深めることができます。	○					保育課
11	「家族いっしょに楽しいごはん」運動	在園児保護者を対象に保育園給食の有料体験を実施しています。また、在園児保護者や在宅子育て保護者を対象に保育園給食の実演や試食をまじえ食育保護者会を各保育園で実施しています。公立幼稚園、保育園のPTAが連携を取り、イベントを開催しています。	○					保育課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
12	しながわっ子 子育てかんがるープラン	妊娠中の方から就学前の子どもがいる保護者を対象に、ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランを作成する支援を実施しています。	○					保育課
13	生活支援型一時保育 オアシスルーム	在宅子育てをしている保護者がリフレッシュ、通院、買い物など、臨時的・短期的な就労等の理由で一時的な保育を希望される場合に、時間単位の一時的預かりを行っています。	○					保育課

(2) 家庭・地域と一体となった学校をつくる～品川コミュニティ・スクール～

- 学校が多様な要請に応えつつ、特色ある教育を推進していくためには、様々な分野において、地域の多様な人材の参画による教育支援を推進します。
- 学校を核として、保護者や地域と連携し、義務教育の9年間を地域ぐるみで支える継続的な教育活動の展開を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	品川コミュニティ・ スクール	学校と地域住民が一体となり継続性を保ちながら、教育活動の充実や児童・生徒の健全育成に取り組むための体制づくりとして品川コミュニティ・スクールを実施しています。		○	○			指導課

(3) 地域における多様な活動の場を充実させる

- 絵本の読み聞かせなど、乳幼児期の子どもの情操の涵養かんようにも資する取り組み等を推進します。
- 放課後、子ども・若者が安心して過ごせる場所として、児童センターやすまいるスクールにより、そのサービスの充実を図ります。
- 地域における多様な担い手の人材育成という観点から育成者研修等を実施します。
- 住民相互の親睦や地域コミュニティの活性化を図るよう、町会・自治会等地域の活動を支援します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	青少年対策地区委員会の活動支援	青少年を取り巻く様々な課題に対して、行政と地域が一体となり、より密着した青少年健全育成事業の実施を図っています。また、地区委員会連合会事業では青少年の健全育成活動の一層の充実と地区委員相互の交流を図っています。		○	○	○		地域活動課
2	スポ・レク推進委員会	毎月月初めに翌月分の学校施設の利用について団体間で話し合って調整する利用調整会議や各種スポーツ教室及びスポーツイベントを実施することにより、地域の人々が身近な地域でスポーツが楽しめる機会を提供しています。	○	○	○	○	○	スポーツ推進課
3	地域スポーツクラブ	スポ・レク推進委員会以上に自主的・広域的な地域スポーツ運営を通じて、「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツができる環境づくりを地域住民が主体となって運営します。	○	○	○	○	○	スポーツ推進課
4	青少年健全育成者感謝状贈呈式	少年野球、少年少女サッカー、小学生バレーボール、ミニバスケットボール等少年少女スポーツの育成者に感謝状を贈呈することで、青少年の健全育成に携わる指導者層の拡大につなげていきます。		○	○			スポーツ推進課
5	スポーツ指導者養成事業	各スポーツ団体の育成者を対象に、講演会、講習会を開催し、「スポーツの楽しさ、素晴らしさ」を子どもたちに伝えられる指導者を養成します。		○	○			スポーツ推進課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
6	キャンプ場運営事業	青少年育成を目的とした各野外活動団体を対象に貸し出しているキャンプ場を円滑に施設運営するため、設管理業務を行っています。		○	○			スポーツ推進課
7	野外活動事業	野外活動を通じて、自然に接し、親しむことができるよう、日帰り型の初心者キャンプ教室・宿泊を伴うファミリーキャンプ教室を行っています。	○	○	○	○	○	スポーツ推進課
8	青少年問題協議会の活動支援	青少年の指導、育成に関する総合的施策の樹立に必要な調査・審議および施策の適切な実施に必要な団体・関係行政機関相互の連絡調整を図っています。また、青少年の健全育成のため、「夏季対策パンフレット」、「あすに向かって（中学校生活ガイドブック）」の発行等を行っています。	○	○	○	○	○	子ども育成課
9	青少年委員会の活動支援	青少年委員の推薦を受け、青少年育成活動の促進のため、余暇指導や青少年団体の育成などを行っています。また、品川区から委託を受けジュニア・リーダー教室、親子ネイチャープロジェクトなどを運営しています。	○	○	○			子ども育成課
10	青少年育成者の研修	青少年育成施策の現状と課題について学ぶため、青少年委員やジュニア・リーダーのスタッフ、地域の青少年育成者の研修を行い、青少年育成施策の質的向上を図ります。	○	○	○			子ども育成課
11	児童センター事業	児童福祉法による児童厚生施設で、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること」（第40条）を目的としています。区内には25館の児童センターがあり、児童の健全育成に資するため、子どもたちに遊びの場と機会を提供し、自立を援助しています。また、子育て家庭を支援するために、子育て相談や親子のひろば等の充実を図っています。	○	○	○			子ども育成課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
12	すまいるスクール事業	全小学校および義務教育学校で放課後や土曜日、夏休みなど長期休業日等に、学校施設を活用して、児童が学習や遊び、スポーツなどができる居場所として開設しています。		○				子ども育成課
13	地域子育て支援センター事業（ぷりすくーる西五反田）	地域における子育て家庭支援の拠点として、児童および家庭の福祉向上を図ることを目的としています。子育て家庭に対する相談・援助や子育てに役立つ情報の公開および講演会の開催など様々な子育てのサポートを行っています。	○					子ども育成課
14	子育て交流サロン事業	主に0～2歳の親子を対象に、地域の乳幼児親子の交流と子育て相談の場として、またシルバー世代と乳幼児親子の交流を目的に、荏原地区と大崎地区に子育て交流サロンを開設しています。	○					子ども育成課
15	悠々ボランティア	シニア世代（おおむね55歳以上）の人々のボランティア活動への意欲を引き出し、地域デビューを支援し、地域の子育て力の向上を図ります。豊富な知識、文化力、特技などを次世代に引継ぐとともに、児童センターにおいて子育て世代との交流を図っています。	○	○				子ども育成課
16	地域スタッフ育成講座（地域ボランティア育成講座）	幼児クラブ等を終了した児童の保護者を中心に「地域スタッフ育成講座」を開催しています。子育て支援について関心を持ってもらい、地域の力として子育て支援に協力していただきます。	○					子ども育成課
17	だっこボランティア養成講座	地域の大人を対象に保育知識、子育て意識を高めるため講演会や、実技講座を開催し、児童センターでの事業等で活躍する抱っこボランティアを養成しています。	○			○	○	子ども育成課
18	子育て支援ネットワーク講習	就学前から思春期の子どもを持つ保護者に向け、子どもの成長の節目となる時期の特徴や、保護者のかかわり方等に焦点をあてて専門家の話を聞き学びます。就学前・小・中学生・高校生・すべての年代向け等の講座を開催しています。	○	○	○			子ども育成課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
19	品川子育てメッセの開催	現役育児中の母親により構成された実行委員会を中心に、品川区と NPO 法人ふれあいの家ーおばちゃんちの共催で、品川区の子育て情報を一堂に集めた見本市「品川子育てメッセ」を開催しています。	○					子ども育成課
20	子育て自主グループ支援事業	乳幼児から思春期の子どもの保護者を対象にした学習会・子育て支援講座を開催する自主グループの活動を支援しています。講座等を企画・運営を希望する団体を「子育て自主グループ講習」事業委託団体として決定し、子育て中の保護者に広く周知し、学習の機会を提供します。	○	○	○			子ども育成課
21	地域や大学等との協働	協働に関わる立正大学、清泉女子大学の学生従事をすまいるスクールで実施しています。大学で学ぶ理論、方法論、知識等を活かし、学習活動を更に豊かなものとし、学生の知見をすまいるスクールの事業運営に活かしています。また、学生が授業の一環としてすまいるスクールに従事し、単位の修得につなげるものです。		○				子ども育成課
22	子ども食堂の開設支援とネットワーク構築	地域のコミュニティの中で子どもを育てていく効果的な拠点として期待できる子ども食堂の開設を支援し、フードバンク機能などの地域のネットワークを構築します。なお、子ども食堂利用対象は食堂により異なります。	○	○	○			子ども家庭支援課
23	地域交流室ポップンルーム	在宅で子育て中の方を対象に、荏原保健センターや保育園の中に設置した地域交流室（ポップンルーム）を開放しています。小さな子どもでも安全に安心して遊べる場や、子育て中の方々が互いに交流を深めてもらえる場を提供します。	○					保育課
24	空き店舗を活用した子育て交流ルーム	すべての子育て家庭が安心と喜びをもって子育てができるよう、地域で支えるネットワークの構築に向け、商店街の空き店舗を活用した保育ルームの運営を支援しています。	○					保育課

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
25	一時保育	保護者が病気やケガ、出産などのために子どもを保育できないときに、区立保育園や私立保育園などで一時的にお預かりしています。	○					保育課
26	預かり保育	区立幼稚園全園で、保護者が就労等をしている在園児を対象として、預かり保育（幼稚園教育時間を除く）を行っています。	○					保育課
27	休日保育	区内在住で、休日に保護者が就労等のため保育できない子どもをお預かりします。保育園に在園していない子どもでも利用することができます。	○					保育課
28	年末保育	区内在住で、年末に保護者が就労のため保育できない子どもをお預かりします。保育園に在園していない子どもでも利用することができます。	○					保育課
29	病児保育	区内在住で、保育園や幼稚園等に通園している子どもが病気のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを医療機関併設の保育室で一時的にお預かりします。	○					保育課
30	病後児保育	区内在住で、保育園や幼稚園等に通園している子どもが病気の回復期のため集団保育が困難で、保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを一時的にお預かりします。	○					保育課
31	高齢者多世代交流施設における子育て支援事業	区内在住60歳以上の高齢者と多世代の区民との交流を促進するため、地域交流スペース等を開放し、交流イベントを実施しています。	○	○	○	○	○	高齢者地域支援課
32	子ども読書活動（乳幼児啓発事業） 「はじめてのえほんよんで よんで」	乳幼児から本に親しむ習慣を身につけることを目的に、各保健センター、子ども育成課（児童センター）と連携して、品川区の4カ月児健康診査の対象者である乳児およびその保護者に、引換券を配布し、品川区立図書館（10館）で区職員が選定した絵本等を入れた絵本パックと引き換えを行っています。	○					品川図書館

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
33	読み聞かせボランティアの活動支援	主に18歳以上の方を対象に、図書館で活動している児童サービスボランティアの技術向上を目標に実施するほか、新しく図書館で活動される方を募る講座や地域で活動しているボランティアの技術向上を目標に実施しています。				○	○	品川図書館
34	しながわ親子読書の日・子ども読書の日事業	毎月23日を「しながわ親子読書の日」とし、おすすめの図書リストの作成と配布を行っています。また、子ども読書活動推進に関する法律により定められた「子ども読書の日(4月23日)」と秋の読書週間にちなみ、子どもたちに対し、読書の推進を図るために春季と秋季にブックフェア、館内行事、イベントを開催しています。	○	○				品川図書館

(4) 地域における子ども・若者の安全対策を推進する

○子ども・若者が犯罪等の被害にあいにくいまちづくりを推進します。

○学校ボランティア等を活用しつつ、登下校時におけるパトロールなど、家庭・学校・地域が一体となって子ども・若者の安全を見守る活動を推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	近隣セキュリティシステム	子どもたちの安全の確保を図る目的で、全区立小学生および私立・国立小学校通学者のうち保護者が希望する児童に対し、GPS機能つき緊急通報装置「まもるっち」を貸与しています。		○				地域活動課
2	こども110ばんの家	町会、青少年対策地区委員、PTAなどの協力を得て、子どもたちが身の危険や不安を感じたときに保護を求める場所を確保しています。	○	○	○			地域活動課
3	わんわんパトロール	区内で動物病院等を経営する事業者または区を窓口として、わんわんパトロール事業への協力者登録を行った飼い主等が、犬の散歩を行うに当たり、区内で安全や安心を脅かす状況を認知した場合において、110番通報等必要な措置を進んで行ってまいります。	○	○	○	○	○	地域活動課
4	わんぱくパトロール	児童が青色回転灯付パトロール車に同乗して、子どもの目線でとらえた防犯広報活動を行うことにより、防犯の重要性を体験し自らの防犯意識の向上につなげています。		○				地域活動課
5	親子自転車安全教室・スタントマンを活用した自転車安全教室	保育園・幼稚園児や小学生とその保護者を対象に自転車の安全利用に関する交通安全教育を行っています。また、小学4年生以上を対象として、スタントマンによる交通事故の再現や事故原因等の説明を行い、自転車の交通事故防止を中心とした交通安全教育を行っています。	○	○	○			土木管理課
6	83運動	小学生の登下校時間である午前8時と午後3時には、なるべく外の用事を行いながら子どもを見守る「83運動」をPTAと推進委員会が主体となり進めています。また、地域住民に運動の協力依頼、啓発・周知徹底を図っています。		○				庶務課

(5) 地域の社会環境の健全化を推進する

- 地域や関係機関と連携し、子ども・若者を取り巻く環境の健全化を促進します。
- 子ども・若者が性犯罪や児童ポルノの被害にあわぬ対策を講じるなど、体制を整備します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	品川区青少年対策地区委員会連合会が実施する地域環境実態調査に対する支援	青少年を取り巻く環境の悪化を防ぐため、品川区青少年対策地区委員会連合会が、各地区委員会協力のもと、不健全図書等の自販機、レンタルビデオショップ、青少年に有害な図書類の分陳列他、有害看板等、青少年に不適切なものの調査実施に対し、支援を行っています。		○	○	○		地域活動課

他行政機関が実施している事業

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
2	有害環境浄化活動	インターネット上の違法・有害情報等の少年を取り巻く有害環境の実態把握を行い、関係機関等と連携を図り、少年を取り巻く環境の整備を推進しています。対象は、20歳未満の子どもです。		○	○	○		警視庁 大森少年センター

(6) 情報通信等の社会変化に対応する

- インターネットを適切に活用する能力の習得や情報モラルの向上、フィルタリングの普及啓発などインターネットの適正な利用を推進します。
- 広報紙やアプリ等を活用し、区の情報が区民にわかりやすく伝わるような取り組みを推進します。

	具体的な施策 および事業	内容説明	対象					実施課
			乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト	
1	携帯電話のマナー啓発「しながわアクション」	成長期にある小中学生に対し、情報通信の発達した社会で安全かつ快適に生活する能力をしっかりと身に付けさせ、家庭、学校、地域等で子どもを見守ります。		○	○			子ども育成課
2	アプリ等を活用した情報発信	主に乳幼児期の子を持つ保護者、妊婦を対象に、区の子育て支援事業や区内で子育てするにあたって有益な情報を冊子「子育てガイド」やパパママ応援アプリ等で情報を広く周知し、安心して子育てできるよう総合的な子育て支援の情報を提供しています。	○					子ども育成課

第4章

推進体制等の整備

推進体制等の整備

- 本計画に基づく取り組みは、保健、医療、福祉、雇用、教育等多岐にわたっており、それぞれの分野の専門性を活かした支援とともに、相互の連携を密にし、総合的な支援を推進します。
- また、本計画は「社会的自立」の重要性に着目し、青年期の自立に向けて発達段階に応じた支援を推進します。
- 本計画においては、品川区のみならず関係機関における様々な子ども・若者支援施策を取りまとめ、品川区の強みと今後取り組むべき課題を見える化しました。
- 品川区には、長い歴史と伝統を持つ町会、自治会をはじめとして、NPO法人など様々な活力ある団体が存在します。こうした地域資源を活かし、実情に応じた支援体制の推進を目指します。
- すべての子ども・若者が気軽に利用でき、困ったことがあれば相談できる拠点の設置を検討するなど、一層の環境整備に努めます。
- 本計画における当事者である子ども・若者の意見を聴く機会の確保に努めます。
- 子ども・若者の現状と問題の所在を的確に把握するため、調査・研究を行います。
- 本計画の進行管理にあたっては、区民や地域団体等の幅広い関係者で構成される「青少年問題協議会」において、実施状況を把握・点検しつつ、その後の施策の推進を図っていきます。
- 本計画は、子ども・若者支援施策における基本となる計画であり、今後改訂される品川区長期基本計画との整合を図りつつ、新たな要素についても計画に柔軟に取り入れていきます。
- 今後も、区民にもっとも身近な存在として、実情に応じた切れ目のない支援体制の整備を目指します。